

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理者募集要項

君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）第2条の規定に基づき、下記のとおり内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者を募集する。

記

1 施設の概要

(1) 施設の名称

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地

(2) 施設の所在地

君津市内箕輪一丁目1番1ほか

(3) 施設の設置年月日

昭和49年 3月31日（内みのわ運動公園）

昭和55年10月 1日（君津緩衝緑地）

(4) 施設の設置目的

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資するとともに都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地として設置する。

(5) 建物の概要

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理業務仕様書（添付資料1）のとおり

(6) 施設の概要

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理業務仕様書（添付資料1）のとおり

(7) 有料公園施設の使用時間

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理業務仕様書（添付資料1）のとおり

(8) 有料公園施設の休日

ア 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日以降においてその日に最も近い休日でない日）

イ 年末年始 12月28日から1月3日まで

ウ 補修その他の事由により必要があると認める場合で、施設の全部又は一部の供用を休止するとき。

エ 上記休館日に該当しても、市の行事等特別な事情がある場合は、開館日とする場合がある。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令を遵守し、その設置目的に適合した管理運営を行うこと。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

ウ 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年君津市条例第12号。以下「手續条例」という。）

エ 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年君津市規則第30号）

オ 都市公園法（昭和31年法律第79号）

カ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

キ 都市公園法施行規則（昭和31年省令第30号）

ク 君津市都市公園条例（昭和47年君津市条例第14号。以下「条例」という。）

ケ 君津市都市公園条例施行規則（昭和47年君津市規則第7号）

コ 君津市都市公園の有料公園施設の管理に関する規則（昭和50年君津市規則第30号）

サ 君津市財務規則（昭和61年君津市規則第2号）

シ その他の関係法令等

※インボイス制度についても留意すること。

(2) 個人情報の取扱い

手續条例第12条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 情報の公開

手續条例第13条の規定により、情報の公開に関し必要な措置を講ずること。

(4) 第三者への委託

業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、個別の業務で君津市が認

めるものについては、この限りでない。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。なお、業務の詳細については、内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地管理業務仕様書（添付資料1）によるものとします。

- (1) 有料公園施設の使用の許可及びその取消し並びに使用の不許可等に関すること。
- (2) 利用料金の徴収及び減免に関すること。
- (3) 施設全般の管理運営に関すること。
- (4) 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 業務遂行の記録等に関すること。
- (6) アンケートの実施に関すること。
- (7) 事業計画書及び収支計画書を作成し、提出すること。
- (8) 事業報告書及び事業評価書を作成し、提出すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営を行う上で必要な業務

4 指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

5 施設の管理運営に係る経費

君津市が支払う施設の管理運営に係る経費の上限額は、年63,969千円（指定期間総額63,969千円）です。よって、この金額を上回る応募は失格となります。

当該経費には、人件費（賃金含む）、事務費（旅費、消耗品費、燃料費等）、管理費（施設管理費、清掃費、設備機器管理費、一部の修繕費、光熱水費等）を含みます。なお、当該経費に含まれる修繕費の詳細については、内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理業務仕様書（添付資料1）に記載のとおりです。

当該経費は、当該年度ごとに支払うものとし、その額等は、当該年度ごとに締結する年度協定で定めるものとします。

消費税及び地方消費税に係る税率は、全期間10%で計上してあります。

税率が変更された場合は、収支計画を基に、実際の税率を踏まえ、協定金額を変更します。

6 利用料金の帰属

施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

7 指定管理者による提案

指定管理者は、市民サービスの向上や施設の管理運営に係る経費の削減などに資するため、管理運営に関する事項や自主事業などについて、君津市に対し、提案することができます。また、自主事業により得られた収益は、指定管理者の収入とすることができます。

8 利益等の還元

指定管理者は、利用料金収入及びその他の収入が管理経費を大きく上回り、大幅な利益が見込まれる場合に、その収益の一部を市に還元するものとします。

なお、算定方法、算定期限、還元方法、還元時期等は、年度協定でその詳細を定めるものとします。

9 応募

(1) 申請者の資格

指定管理者に係る指定の申請を行うことができるものは、次に掲げる法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は複数の団体等が共同する団体（以下「共同事業体」という。）とし、個人による申請はできません。なお、団体等にあつては、必ずしも法人格を有することを要しません。

ア 条例第27条に規定する団体等であつて、施設を円滑かつ安全に管理運営し、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成できるものであること。

イ 団体等及びその代表者が君津市の市税を滞納していないこと。

ウ 団体等の代表者が市議会議員、市長、副市長でないこと、及び、委員会の委員又は委員（指定管理施設の管理及び運営に直接の利害を有さない者を除く。）でないこと。

エ 君津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続を行っていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(2) 共同事業体による申請

共同事業体により申請する場合は、次に掲げる事項に留意してください。

ア 代表となる団体等を選定すること。

イ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、また、単独で申請を行うことはできない。

1 0 募集及び選定のスケジュール

(1) 募集要項等の配布

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで

(2) 募集内容等に関する質問の受付

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から令和 8 年 7 月 2 8 日（火）まで

(3) 質問に対する回答期限

令和 8 年 8 月 4 日（火）

(4) 申請書類の受付

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで

(5) 選定結果の通知

令和 8 年 1 1 月中旬

1 1 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで

(3) 配布場所

君津市建設部公園緑地課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 8 3

1 2 募集内容等に関する質問の受付及び回答

次のとおり募集内容等に関する質問を受け付けます。あらかじめ電話連絡のうえ、内みのお運動公園及び君津緩衝緑地指定管理者申請に係る質問書（添付資料 2）を電子メールにより提出してください。なお、電話による受付は行いません。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から令和 8 年 7 月 2 8 日（火）まで

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 受付場所

君津市建設部公園緑地課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 8 3

E-mail tosi@city.kimitsu.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 5 時 1 5 分までに、電子メールにて回答します。

1.3 申請時に提出する書類

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の設置目的を効果的に達成するとともに、市民サービスの向上や管理運営経費の削減等に資するため、次の書類により、事業計画、収支計画等について提案してください。

(1) 指定管理者指定申請書（添付資料 3）

(2) 事業計画書（添付資料 4）

(3) 収支計画書（添付資料 5）

(4) 団体等の経営状況を説明する書類（前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに類する収支予算書、収支計算書等）

* 共同事業体により申請する場合は、共同事業体を構成するすべての団体等について提出

(5) 申請の資格を証する書類（法人格を有しない団体等にあつては、これらに類する書類）

ア 団体等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

イ 団体等の登記事項証明書

ウ 団体等の印鑑証明書

エ 団体等の営業許可、認可等の証明書

オ 団体等の組織及び概要を記載した書類

カ 団体等及びその代表者に市税の滞納がないことを証する書類（添付資料 6）

キ 内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理者の申請に関する確約書（添付資料 7）

ク 役員名簿（添付資料 8）

* 共同事業体により申請する場合は、共同事業体を構成するすべての団体等について提出

(6) 共同事業体の結成に関する申請書（添付資料 9）

* 共同事業体により申請する場合のみ提出

(7) 共同事業体構成団体業務分担表（添付資料 10）

＊共同事業体により申請する場合のみ提出

1.4 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 8 月 10 日（月）までただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(3) 受付場所

〒 2 9 9 - 1 1 9 2

君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号

君津市建設部公園緑地課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 8 3

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間の最終日に必着のこと。）

1.5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。

(2) 申請書類の内容の変更等の禁止

受付期間を経過した後においては、申請書類の追加及び内容の変更をすることはできません。

(3) 申請後の辞退

申請後に辞退する場合は、上記 1.4 (3) の受付場所に辞退届（添付資料 11）を提出してください。

(4) 費用の負担

申請に当たり必要な費用は、申請を行う団体等又は共同事業体の負担とします。

(5) 情報の公開

提出された申請書類は、君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）に基づく開示請求の対象になります。

また、選定の過程及び結果並びに提案された内容については、君津市において必要

があると認められるときは、公表する場合があります。

- (6) 上記 9 応募(1)カに該当するかどうかについて、君津市暴力団排除条例（平成 24 年君津市条例第 3 号）第 9 条第 2 項に基づき、添付資料 8 により警察本部に照会する場合があります。

1.6 申請の無効

- (1) 申請することができる団体等又は共同事業体の資格を有しないものの申請
- (2) 申請書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 指定期間内において君津市が支払う施設の管理運営に係る経費の上限額を超える額を提案した申請

1.7 選定の基準等

(1) 選定の方法

施設を所管する部内に設置した選考委員会で書類審査及び面接審査を行い、庁内で組織する選定委員会で選定します。

(2) 面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を行います。

(3) 選定の基準

選考委員会及び選定委員会においては、指定管理者選定基準表（添付資料 1 2）により審査します。

なお、申請があった団体について、採点における委員全員の合計点が選定基準表の配点の合計点の 6 割に満たない場合は、指定管理者の候補となる団体等として選定できません。

1.8 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果に基づき、申請したすべての団体等及び共同事業体に選定結果を通知します。

(2) 仮協定の締結

指定管理者の候補者となる団体等又は共同事業体は、選定された旨の通知を受けた後に、君津市と内みのお運動公園及び君津緩衝緑地の管理運営に関する仮協定を締結してください。ただし、この仮協定の締結は、内みのお運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者の指定を保証するものではありません。

1 9 指定管理者の指定等

(1) 君津市議会の議決

令和8年第4回君津市議会定例会に内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者の指定に関する議案を提出します。

(2) 指定管理者の指定

君津市議会の議決後に、指定管理者の候補となる団体等又は共同事業体を指定管理者として指定するとともに、当該団体等又は共同事業体にその旨を通知します。

なお、君津市議会の議決を得られない場合など、指定管理者として指定できない場合があります。

(3) 協定の締結

指定管理者として指定された団体等又は共同事業体は、内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の管理に関する協定を締結するものとします。

協定の内容は、概ね次のとおりです。

ア 指定施設の管理に係る事業計画に関すること。

イ 指定施設の管理の業務に関すること。

ウ 指定施設の管理の業務に係る事業報告書に関すること。

エ 君津市が支払うべき指定施設の管理の費用に関すること。

オ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。

カ 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関すること。

キ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関すること。

ク その他市が必要と認める事項

2 0 指定の取消し及び業務の全部又は一部の停止

指定管理者となった者が君津市の指示に従わないときその他指定管理者となった者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期限を定めて業務の全部若しくは一部を停止することとします。

2 1 公租公課の取扱い

指定管理者については、法人市民税や事業所税、消費税などの納税義務者となる可能性があります。市税については市課税課に、県税については県税事務所に、国税については税務署にお問い合わせください。

2 2 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、適格請求書の発行に伴い、発行したインボイスの保存等についても適正に行ってください。

2 3 問い合わせ先

君津市建設部公園緑地課

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話番号 0439-56-1283

E-mail tosi@city.kimitsu.lg.jp